

岡崎市監査委員公告第17号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項並びに岡崎市監査基準第 4 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定により実施した定例監査等の結果は、別紙のとおりである。

令和 7 年 10 月 29 日

岡崎市監査委員 高 橋 重 長
同 石 川 真 司
同 畑 尻 宣 長
同 杉 浦 久 直

定 例 監 査 の 結 果

1 監査の種類

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項並びに岡崎市監査基準第4条第1項第1号及び第2号の規定により実施する監査

2 監査の対象

総合政策部 企画課、デジタル推進課、秘書課、広報課、地域創生課

3 監査の実施期間

令和7年3月27日～令和7年10月29日

4 監査の対象期間

令和6年4月1日～令和7年3月31日

5 監査の着眼点

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているかについて監査した。

6 監査の実施内容

岡崎市監査基準の規定に基づき、提出された監査資料を参考とし、関係書類を試査するとともに、部課長等の説明を聴取して監査を実施した。

7 監査の結果

各事務は、法令等に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているとおおむね認められたが、次のとおり改善・検討を要する事項が見受けられた。

デジタル推進課

機器設置契約の締結において、遡りで契約書の作成を行っていたため、法令等に準拠した適正な処理をされたい。